

経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成29年8月28日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:49

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

ただいまから委員会を暫時休憩し、現地調査を行います。現地調査にかかる委員派遣の手続については、委員長において一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休 憩 10:01

再 開 13:30

委員会を再開いたします。これより審査に入りますが、進め方につきましては、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、筑豊ハイツ、地方卸売市場、新体育館の順で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。まず、筑豊ハイツに関して、提出資料を含め、現在までの進捗状況等について執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

庄内温泉筑豊ハイツに関しまして、提出しております資料についてご説明いたします。「筑豊ハイツ資料1」をお願いいたします。

業界新聞であります日刊建設通信新聞の8月22日号の記事であります。同新聞は、株式会社日刊建設通信新聞社が発行しております日刊紙で、45万部を発行し、ウェブ版をインターネットで公開しております。

業界の方々に興味を持っていただくには大変ありがたいことではありますが、ホテルの整備に関し、PFI事業の1種でありますBTO方式といわれるPFI事業者が施設を建設した後、施設の所有権を行政に移管した上で、PFI事業者がその施設の運営を行う方式を採用するとの内容や、事業者募集を2018年4月に行う等の誤った記事が掲載されております。この記事に関しまして、発行当日の22日に、記事に誤りがあるため記事訂正の電話をしましたが、訂正できない旨の回答となっております。

特別委員会の第1回の議事録や、都市施設整備推進室への電話での問い合わせにより記事にしたとのことであり、問い合わせに関して行き違いがあっておりまして、今後このような行き違いが起らないよう対応してまいります。

次に、PFI事業についてでございますが、ホテルは民設民営にて事業者を募ることから、PFI事業の対象とはなりません。多目的施設については、実施方針の策定や、可能性調査等を踏まえての事業者公募により、スケジュールを考慮しますと、困難な手法となります。

続きまして、現在の方針であります宿泊施設の民間事業者による整備について、民間事業者との協議状況でございますが、ホテルの運営事業者、開発事業者の6社とお話をさせていただいておりまして、うち3社については、ご検討いただく旨の回答がありましたが、残り3社については、国道に直接接していない、現在は郊外での出店をしていないなどの理由によりお断りされております。

以上、簡単ではありますが、庄内温泉筑豊ハイツについての説明を終わります。

○委員長

今説明が終わりましたが、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

2、3点お尋ねさせていただきます。まず、今のPFIのBTOについては、大体わかりました。それで、前回の委員会が8月7日でございます。こういうふうな報道をされるとなりますと、この新聞の日時が8月22日。8月7日から22日まで、お盆もはさんでいますし、なかなか8月7日の時点では、ここまではっきりとした答弁はなかったと思いますけれども、その間、決定、こういうふうな今の誤りの部分はわかりましたけれども、正式に決定されたというのは、8月の何日になりますか。教えてください。

○都市施設整備推進室副室長

PFI事業ということで、ご答弁させていただきます。7月5日に飯塚市のほうで庁議を開催しております。その中で民間のホテル事業者にホテルを建設していただくという方針を出しております。したがって、民設民営になりますことから、PFI事業とはならないということになります。

○松延委員

そこら辺のところは、私の聞き漏れもあったかと思えますけれども。それはそれといたしまして、この2018年4月ですね。向こうの報道にすれば、受け付けられんと、訂正については。今、お話ありましたけれど。この18年の4月というものは、こちらから提示されたから出たと思うんですけれども、ちょっとそこら辺のところを私は一つははっきりさせていただきたいと同時に、あと一つはやはり、今の現在の今ちょっと説明がありましたけれども、国道に接していないと。今、まがりなりにも、宿泊の稼働率は47.8%あるんですよ。それで、あるいはもう少し前に出てくると、私はいいと思っていますし、それと、ロケーションあたりも、前に出てくると随分よくなりますので、それが一つ、私懸念しています。その中で、一応、今の施設を解体した後というこの文言が入っていますね。これは、やっぱりやる以上は、うちが多目的の研修室は自分のところでやると言っても、言いながらも、継続してやらないと、ちょっといかなど、私思うんですけれども、要するに、解体して、また建設までだと約1年くらいかかりますからね。車いすテニス大会もあることですから、ちょっとそこら辺のところのどういうふうな思いが、ちょっとそこら辺のところを教えてください。

○都市施設整備推進室副室長

事業につきましては、スケジュールを前回の委員会に提出させていただいておりますが、2018年4月というのは、平成29年度中、2017年度中に行いたいというふうに考えておりますので、そこでのずれが生じております。あと、建物の解体、建設につきましては、これも前回、第2回の資料に提出させていただいておりますけれども、筑豊ハイツの配置図ということで、現新館の位置にホテルを建設していただきまして、現本館の位置に多目的施設を建てるという考えを持っておりますところから、まず、多目的施設、現在の新館で使っている機能については、多目的施設の仮設をつくるということで、ローリング的な形になりますけれども、施設整備をしたいというふうに考えております。

○松延委員

そしたら、要するに車いすテニス大会、国際テニス大会もあるから、多目的なものにつきましては、ちゃんと引き続き、今ローリングと言われましたけれども、やるということですね。それと、今、懸念されておる、今言われましたように、やはり宿泊施設、ホテル、結局うちは譲渡を受けるわけでしょう。いや、建設して運営してもらおうんですかね。まあいいです。それにしても、要するに、建てた、BTOですか、何だ、BTO。そういうふうな形で建設してもらって、運営してもらうにしても、やはり——。「それは間違いの報道なんです。」と呼ぶ声あり）間違いの報道、そうですか、わかりました。そうしたら、今場所的なことを言われましたけれども、先ほど言いましたように、前の駐車場と池ののり面

もありますので、あれを前面に出して、そういうふうな構造、そういうふうな形に持ってきたほうがいいと私は思うんですよ。そうしないと、せっかく建て直した、また、運営もままならんというふうな状況になるとつぶれてしまいますので、やはり、先ほど言われました国道に接していないとかいうふうなことで業者が参加しないというのがありますので、やはり、企業から言ったら、あれは今引っ込んでいますので、前面に出してくるということの一つ頭に入れて、今後、そういうふうなことで検討していただきたいということで、要望して終わっておきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○江口委員

今、現新館、そして本館の場所に、多目的施設並びにホテルを建てたいというお話がございました。となると、このスケジュールでやりたいということであれば、そういった形しかないかと思いますが、そうすると、筑豊緑地とハイツを一体的に考えて、そこでの検討をやることはないという理解でよろしいですか。

○都市施設整備推進室副室長

施設の整備につきましては、筑豊緑地の中にはない筑豊ハイツ敷ということで考えておりますけれども、筑豊緑地を使われる方々に利用していただく施設を考えておりますので、そういった面、運営につきましては、福岡県との調整をしながら、施設整備の運営に努めていきたいと考えております。

○江口委員

先ほど、松延委員のお話の中でも立地が非常に重要だとお話がございました。私も同様に考えています。緑地とハイツ一体となって、どういった形での利用をしていくのか。それを考えないと、松延委員と同様に、建てたはいいんだけど、運営がままならない、ないし、建てるところにもたどり着かないことがあるのではないかと考えています。何より今後ずっと、そこ、ハイツなり緑地が、県央のスポーツ施設としてしっかりとやっていくためには、多少時間がかかっても、その協議、その中でどのように多くの方々に喜んでいただけるものをつくるのか。それを先にすべきだと思っています。そのことを述べさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

前回出された資料のほうでちょっとお伺いしたいんですが、資料3のほうですが、横書きのA4の横書きで、宿泊施設と多目的施設が載っている予算の分ですけれども、これは、ちょっと確認ですけど、多目的施設に関しては、行政が指導してつくっていく。宿泊施設に関しては、あくまでも全て民間にまかせるというふうなことでよろしいでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

宿泊施設、多目的施設合計ということで整理させていただいております。宿泊施設について、敷地の造成については行政、飯塚市のほうで整備するように考えておりますが、宿泊施設、いわゆるホテル、ハコモノとしては全て民間に整備していただくということで、現在進めております。

○永末委員

先ほどいろいろと報告のほうもあっておりましたけれども、基本的に、宿泊施設に関しては民間でやってもらうように進めてるということで、6社と協議されていて、うち3社ですかね、ある程度、興味を示していて、やっているということだったんですけど、実際この形というのは、たしか2年前に、議

会のほうに提案してもらって議会のほうが否決したことがあったと思うんですね。民間に対する分で、募集ということで。そういった条件と、基本的に、今回この出している条件というのは、基本的には同じ中身ということになるんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

以前にご提案させていただいておりましたのは、筑豊ハイツを全て移譲する。それについては将来的には民間のほうで建て替えもお願いしたいという提案をしておりました。

今回につきましては、筑豊緑地、それから飯塚国際車いすテニス大会との関連性をもちまして、多目的施設については飯塚市のほうで持たせていただくという提案にさせていただいております。

○永末委員

これ宿泊施設と多目的施設が別々で考えてらっしゃるんですけど、これは別じゃなく、一体とした施設というふうな考え方を、これは1つの施設としてという考え方はされなかった、検討されなかったんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

ホテル等多目的施設の一体化でございますけれども、これについても検討はしております。それにつきましては、前回、8月7日の本特別委員会に提出させていただきました筑豊ハイツ資料2、スケジュールのほうでパターン2、民間事業者による多目的施設・ホテルの設計施工、要は建設ということで、一検討項目としては、考えております。

○永末委員

今の資料2のほうの紹介ありましたが、これ言われたようにパターン1とパターン2があるんですよね。1に関しては、では、これは別の建物、多目的施設と宿泊施設が別。2に関しては、一体としてというふうな考え方ということですかね、今の。

○都市施設整備推進室副室長

はい。そのとおりでございます。

○永末委員

はい、わかりました。これに関して、今提案されてるように、民間の事業者がもう宿泊施設に手を挙げていただくビジネス関係が、郊外型のそういったところが手を挙げていただくというのが本当に一番望ましい形だと思うんですけど、結局、今までずっとそれを経済建設委員会でも従前やってきていたと思うんですね。結局、それがずっと形にならずに今まで来てたんじゃなからうかと思うんですけど、今回また、結局は以前と同じような提案になってるわけですけども、今まで2年間やり続けてきて、なかなか成果出なかったのを、期限もある事業において、ここでも頑張ろうというふうになっているのは、何かこう、今までと違う方向性というか、何か違いがあるんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

2年前にご提案させていただいた部分につきましては、先ほどお話をさせていただきましたとおり、筑豊ハイツを民間に移譲したいということでの提案をさせていただいておまして、その中で飯塚国際車いすテニス大会や筑豊緑地利用者との利便性等の考慮というお話がございました。その後、今から2年間の間につきましては、合宿施設、それから管理施設、民間の活用ということでレストラン。この3本立てというところで、事業者を平成28年度まで募っておりましたので、その2年間についてはホテル、郊外型と言いますか、のホテルについては検討しておりませんでしたので、今年度、改めてホテルということで誘致を進めているところであります。

○永末委員

今のをちょっとまとめさせていただくと、今まではいろんな機能を持たせた施設というのをつくってほしいというところでいろいろ提案していたけれども、あえて、その機能を絞り込んで多目的施設と宿泊施設というところに絞り込んで公募をかけようとしているので、ある程度そこは事業ベースにも乗ってきやすいんで、もしかしたら民間事業者が手を挙げるんじゃないかなろうかというふうな考え方ということですね。

○都市整備推進室副室長

はい。そのとおりでございます。

○永末委員

繰り返しになりますけど、それで、今検討されてるということですが、本当にきちんとした民間事業者が手を挙げてくれて、民間の資金で建設してくれるのが一番いいんでしょうけど、もしそれができなかった場合というのは何かしらの手立てといたしますか、手当は考えられていますか。

○都市施設整備推進室副室長

今年度新たにこの郊外型民間ホテルということで、新たに募っている状況でございます、これがかねわれない場合につきましては、現在まだ検討できていない状況です。

○永末委員

そうならないように、今、一生懸命民間のほうに働きかけていらっしゃるんでしょうけど、やはりスケジュールも出されておりますよね。平成32年度、4月、6月までにはということを出されて、本当に時間も差し迫ってると思いますんで、そういう意味では今の形を続けながらも、もし見つからなかった場合っていうのを提案すべきだと思うんですね。

先ほど、副室長のほうから話があった時に、PFI事業はもう今のところ考えてないというふうな発言もありましたけど、ここに関して、やはりこのPFI含めて、それをやるやらない別にして、PFI自体もしっかりと検討すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、実際、その部分どう思われますか。

○都市施設整備推進室副室長

多目的施設のところででもご説明をさせていただきましたけれども、期間的なもので、2020東京パラリンピックに向けては困難な状況ということがあります。あと、ホテルにつきましては、PFIというのはざっくり言えば、行政にそのホテルを移管してもらう。買ってもらうというようなものになりますので、現在、民設民営ということで、ホテル事業、宿泊事業の施設を考えておりますところから、ホテルについては、PFIの法律の対象にならないという形になります。

○永末委員

すみません。民設、民営にこだわられる理由といたしますか、はあるんですかね。

○都市施設整備推進室副室長

まず、ホテル、民間の営利事業、宿泊としての事業につきましては、すみません、ちょっと手元に資料がありませんけれども、国のほうの閣議において宿泊施設は行政はしないよという方針が出ております。また、施設の民間事業の運営に――失礼しました。平成12年6月に、民間と競合する公共施設の改革についてということで、閣議決定をされております。この方針、決定に基づきまして、飯塚市としましても、宿泊施設、ホテルについての建設及び運営については民間を募っているところでございます。

○永末委員

今おっしゃるように、国の指針とかもありますので、そういったところを含めて、いろんな行革にも

そういったものを反映させながらやってこられたと思うんですけど、ただ、実際にそれをやる中で、やはり国が言うようにやっていかないということも、やっぱり地方の現状としてはあるかと思えますんで、そこに関しては確かに考慮はしなくちゃいけないと思うんですけど、地域地域の事情もありますんで、そこは飯塚市として、自治体としてどう考えるかというのも打ち出す、必ずしも国の指針に打ち出す必ずしも則らなくちゃいけないというふうなことでもないんじゃないかというふうには、私個人としては思います。先ほど、期限、期間の問題、言われたと思うんですけども、PFIを考えることができない理由として、期間的なことを言われましたけども、それは仮に2020年東京オリンピック・パラリンピックがあるなしにかかわらずやっていかななくちゃいけない事業だと思えますんで、逆に言うと、ではそこに間に合わなかったら、全くそれをやらないのかということでもないと思うんですよ。財源とか見ましても、特に特例債とか、期限がついたものをつぎ込むわけでもないと思えますので、そう意味では2020目指した形で考えると時間がないといった考え方になるんでしょうけど。そこを、ちょっと取っ払って考えた場合、やはりやらなくちゃいけないものだとおそらく市のほうは考えていると思いますので、そういう意味でも間に合う、間に合わないにかかわらず、とりあえずPFI事業というのが、民間が手を挙げなかったときの担保としてやる事業の検討を、今からでもやるべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市施設整備推進室長

今、質問委員がおっしゃるとおり、いろいろな考え方があると思います。私どもも今、民間事業者にホテルの運営から全部まかせるようにしております。ただ、今回の分の提案でいろいろなご意見も承る形になると思います。それで、不足している分が何であるか、そういった分析も含めて、次、どういった手が打てるのかということも含めて、考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○永末委員

最後、要望だけさせていただきます。せっかくの機会ですので、PFI、PPPですね。こちらに関する簡単な説明資料で構いませんので、次回、委員会とかでちょっと提示して説明していただきたいと思うんですけども、そういった資料の要求を、委員長のほうでお取り計らいいただきたいと思えます。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、永末委員からの要求があつております資料は提出できますか。

○都市施設整備推進室副室長

はい。準備できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま永末委員から要求がありました資料については、要求することに異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よつて執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑ありませんか。

○道祖委員

工程表を前回もらつてますけれども、多目的施設ですよ。これはもう行政のほうでやるということ資料をいただいておりますけれども、まず、この仮設の設置となつておりますけれども、仮設の設置は地図上でどこになりますか。ちょっと確認させていただきます。

○都市施設整備推進室副室長

前回、提出させていただきました資料の一番最後になりますが、筑豊ハイツ配置図をお願いします。こちらの資料で場所をご説明しますと、まだ特定までは至つておりませんが、場所としましては、現新

館と屋内テニスコート棟の間にある、ここはアスファルト舗装をしている敷地になりますけれども、その土地、もしくは、屋内テニスコートとテニスコート、下のほうに屋外のテニスコートがありますが、このテニスコートの間の身障者用更衣室という建物がありますが、この身障者用更衣室と屋内テニスコートとの間、このどちらかで建設しようと考えております。

○道祖委員

屋内テニスコートとテニスコートの間を考えているということですか。単純に言えば。

○都市施設整備推進室副室長

2カ所を考えております。1カ所が屋内テニスコート棟の左側、プラス300で丸と囲んでいる部分、それともう1カ所が身体障がい者用更衣室と屋内テニスコートの間、この2カ所のうちのどちらかで検討しているところです。

○道祖委員

これの、仮設は大きさはここで見るとプラス300と書いてあるから、やはり300平方メートルを考えているわけですか、仮設も。

○都市施設整備推進室副室長

仮設の建物は、300平方メートルくらい建物を考えておりますが、このプラス300の表示というのは高さを表しておりますので、この300というのは違う表示になっていることをご了承をお願いします。仮設の建物は300平方メートルを考えております。

○道祖委員

そしたら、お尋ねしますけど、資料で300平方メートルと言っておりますよね。多面的施設の建築工事の大きさも300、300平方メートルと説明を前回もいただいております。前々回の資料でいただいております。300、300平方メートルというのは、平屋で言うと90坪くらいですよ、90坪。90坪というとそんなに大きな建物ではないですよ。仕切りがあつてどうだこうだと、この前説明してもらっているけれど。いやいや、90坪というのはどれくらいの大きさかということなんです。畳180畳ですよ。大体今、民間の売り出しの家というのは、大体30坪くらいですよ。こう見てたら、僕が勝手に見ていると。マンションは20坪ぐらいいかな、ぐらいいやつが、平均的な坪数で売っているんじゃないかなと思うんですけど。それから考えたら、単純に言うと、個人の家が3つ並んでいる大きさですよ。そんなものを想定しているんですか、大きさは。何でこの300というのが出たのか、もう少しちょっと具体的に教えていただきたいんですけど。

○都市施設整備推進室副室長

大きさが300平方メートルと言われますと、委員お話しのとおり、家3軒分くらいになるかと思えます。筑豊ハイツ配置図の青線で書いております、その中に多目的施設、これは、正形で書いておりますけれども、大体、15メートルかけ20メートル、これくらいの建物になります。まず、この大きさになりましたのは、筑豊ハイツの新館、奥にある建物ですけれども、2階の一番大きいホールが約290平方メートルあるというところから来ているものになります。

○道祖委員

私、間取りやら趣味で、好きでよく見ているんですけどね、20メートルかける幅が15メートルでしょう。それと、真ん中に通路やらつくったりしたら、単純な話、押入れつけて8畳の部屋が何個とれるのかなとか思うんですけどね。そういうものをつくるつもりはないんでしょうけれど。単純に言えば、多目的で、何のために多目的にするのかというのがあるんですよ。私は、ホテルの話は別問題だと考えているんですよ。多目的ホールというのは、僕は、合宿やらしている部分があるから。学生やら

ね。今の筑豊ハイツを借りて。筑豊ハイツが、そのホテルの部分だけを切り離して、宿泊施設を切り離して、そこで合宿とかそういうことをするんだったら、民間がそれをやってくれるなら構わないんですけど、今のやり取りの中で、民間企業ではそこまでの話が進んでいないようなことも聞きますと、多目的ホテルで合宿やらできるようなことを、やっぱり考えていっておかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。この問題については、経済建設委員会ですいぶん言っているんですけど、筑豊ハイツが収支が合わない。また、建物の老朽化で廃止するという方針ではあるのは、大体それだったんですよ。公共施設等の見直しの中で、これはもう運営上、ランニングコストがかかってどうしようもないからということだったんですよ。それだと記憶しています。しかし、パラリンピックやら、あそこを年間100万人も使っている。また、サッカーやらの関係で、テニスもそうですけれど、合宿している人たちが結構いると。であるならば、やはり今のホテル形式の筑豊ハイツではなくて、合宿ができるようなものを模索すべきじゃないかということで、じゃあそういうものが望ましいなということで、今日に来ているというふうに理解しているんですよ。であるならば、民間ホテルがどうなっていくかわかりません。民間ホテルをつくってもらえるなら、つくってもらって構わないんですよ、できればね。できないことを考えているんですよ。合宿の機能を残すとするならば、300平方メートルでは足りないんじゃないかなと。その委員会の中で、まだ言っていたのが、であるならば、機能は別として、オートキャンプでもいいから、テント張ってでもいいから、できるような敷地を、要はコストのかからない合宿ができるようなものを整備したらどうかということまで提案しているんですよ。でもそういうことではなくて、どうなるかわかっていませんけれど、やはりホテル形式のものがほしいと。できればいいですよ、本当にホテル形式。なぜかと言ったら、経済建設委員会でも言ってきましたから。何でかと言ったら、100万人も人が来る施設をうまく活用しないといけないだろうと、筑豊遊園を。観光行政の一環としても利用していく方法を考えていくべきだと。その中で、模索して、民間にホテルということを行っているんでしょうけれど。ただ、今言っていて、見通しが立たないようなホテルを考えるよりも、できる範囲の中で、パラリンピック、オリンピックを見越して、300平方メートルがいいのかどうかわからないけれど、今、ほかに宿泊できるようなオートキャンプ場みたいな、またはキャンプができるような、テントを貸し出せるようなそういう敷地を用意するとか、水道とか、釜とか何か、そういうやつを用意するとか、そういうことも考えていくべきではないかと思うんですけどね。トータルコストで考えたら、そっち側のほうが安いのではないかと。ランニングコストとか、そういったことを考えていったときに。それと、筑豊ハイツを利用している人たち、例えば、土曜、日曜日にあそこを見ると、小さい子どもたちがいっぱい来ていますから、冬にキャンプをしると言ったってだめかもわからないけれど、夏場とか、春からはこっち側はキャンプやら来て、そこでテントを貸し出してやるとか、テントも家族テントで構わないと思っていますけれど、個人的には。そういうふうのほうがいいのではないのでしょうかね、具体的で。というふうに思いますけれど、そういうことを考えたことはありますか。

#### ○都市施設整備推進室室長

以前、今、道祖委員のほうからおっしゃったような提案は承っております。私どもも、合宿所的なもの、安くて泊まれるような施設が可能かどうかというような検証もいたしました。今回、ホテルの中でも郊外型のホテルを誘致する、誘致するというか、それを導入するに当たりましては、郊外型の店舗は比較的安価な室料で泊まれると。そういったことで、合宿所としても、ある程度金額をおさえた中でできるのではないかということで、そちらは民間のほうで。先ほどお尋ねの多目的施設でございますけれども、今、300平方メートルというのは、これは仮設の分だと考えております。何でこの仮設の分が必要かと言いますと、これ新館のほうで、今、車いすテニスの1階の部分は、選手の食事をするところ



と休憩をするところ、そういった機能を持たせております。新館を壊して、ホテルが建てられている間につきましては、そういう仮設のもので対応をして、新たに旧館のところに多目的施設を建てる分につきましては、研修で利用するとか、先ほど委員がおっしゃいました、簡易な寝泊まりができて、合宿的なものでも使える多目的施設、そういったものの機能を持たせる中で、市のほうが運営をしていきたいというふうに考えております。300平方メートルの分は仮設、実際につくる分は——、仮設につきましては、先ほど、新館がなくなった後の1階の機能を持たせる仮設の建物、そして旧館を建て直すときには、そういった研修もできるし、そういった簡易な合宿的な宿泊もでき、そして、通常であれば、その筑豊緑地の方が休憩所として利用できる、そういった機能も持たせた中で考えていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

では、新しくできる多目的施設は、旧館を壊した後に新しくつくりますよと。そのときには、単純に言えば、英彦山青年の家にあるような、ああいう、あそこが持っているような機能、機能です。建物ではなくて機能。あそのセンター機能だけを持って、あと、まわりにオートキャンプとか、オートキャンプとは言わなくてもいいよ。何か、テントを張ってできるとか、宿泊ができるような、そういうようなことも考えているというふうに理解していいんですか。

○都市施設整備推進室室長

オートキャンプとは言わないまでも、例えば、学生が、例えば、サッカーの合宿をするとか、雑魚寝と言ったらおかしいんですけども、大広間で寝られるとか、そういったことは可能であるような施設には考えています。ですから、そのセパレートして、普通でも研修とかも使えるんですけども、そうじゃないときはオープンにしても、そういった形で利用可能な施設にしたいなというふうには考えております。

○道祖委員

であるならば、300平方メートルで妥当になってくる。新築のやつは、仮設は新築15メートルから20の300平方メートルなので。300平方メートルのもので十分機能するかということですよ。オーダーに答えられますか。

○都市施設整備推進室室長

すいません。これ300平方メートルで書いているんですけども、仮設の分もそのまま300平方メートルというふうな。実際に新たにつくる分については、500平方メートルぐらいの建物を考えておりまして、ちょっとこれはまことに申しわけないんですけども、これは仮設の面積をそのまま持っているみたいなので、ちょっとそこについては訂正をさせていただきたいと思います。

○道祖委員

何で300平方メートルと言っているのかというのは、7月12日提出の資料は、ここに代替案策として、多目的施設は300平方メートル程度、分割可能の多目的施設を想定というふうに提出されているんですよ。それで、前回の委員会でこの資料が出たときに、この資料だけ見たら機能がわからないと言ったら、室長は前回もこの6ページに書いている、ここの機能を持ったものですよと説明している。だから、訂正するなら訂正するで、これは仮設なんですと。新設しようという施設は500平方メートル程度前後のものだということ考えているということ訂正するんですね、資料を、内容を。それを明確にしておいてください。そうしないと300平方メートルと500平方メートルといたらだいぶ違うんですよ。

○都市施設整備推進室副室長

資料で誤りがございますので、訂正をお願いいたします。前々回、第1回目の資料になります。第1回目の資料の庄内温泉筑豊ハイツについての資料の6ページになります。「5. 今後の方針」の(3)代替施設案につきまして、表形式で掲載していただいております枠のうち多目的施設、300平方メートル程度と書いておりますが、申しわけございません。これにつきましては、500平方メートル程度の誤りでございます。訂正しておわびいたします。失礼しました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

先ほどからずっと説明を聞いてますと、民間業者のヒアリング、今年度民間に委託をしたいと。民間主導型で、筑豊ハイツを運営、建物も全てしたいというような考え方が第一ですと。あくまでも行政の運営については、民間と競合しないようにという国の指導のもとにそういうふうなことはできるだけ差し控えたいというようなお話を先ほどからずっと何度もされてるけど、どこまで今現在民間の公募ですか、民間企業との交渉関係はどこまで進んでるのか、そのあたりをもう少し詳しく、具体的に包み隠しなく、全部正直に説明をやっていただけんですか。それが実際に、我々が特別委員会として、可能なものなのかどうかということがやっぱり判断がしがたいんですよ。あくまでも私どもは特別委員会を設置して、議会側としては、権域まで入っていけるものといけないものがありますんで、あなた方から、執行部から説明を受けることによって、私たちもその内容が把握できることでありますんで、そのあたりを詳しく説明してください。

○都市施設整備推進室長

先ほど冒頭、副室長のほうから説明がありましたとおり、6業者にこちらのほうからアプローチをとっております。そのうちの3事業者につきましては、私どものほうから資料を提出して、ちょっと検討してみようというようなことを言われているのが3業者ございます。あとの3事業者につきましては、先ほど言いましたように、郊外店の運営をされてるところで、やはり、大きな国道なりに面したところで、比較的目立つところでない、なかなか集客までにつながらないというようなことで、うちの施設がやはり国道からちょっと奥まったところでありまして、奥まってなおかつちょっとまだ奥にあるものですから、国道からも非常に目立ちにくいと——（発言するものあり）一応私どもの方針をお話しして、内容のわかるような、うちのほうで今まで実際にお話ししてきたところと、資料のやり取りがあった分の資料を見せてくださいと。今現状のハイツの状況とか、立地条件とか、そういったものがわかる資料を送ってくださいということで、今その3業者については送っております。ほかの方についても、その説明はしております。

○坂平委員

残りの3業者は可能性が若干なりともあるという判断をされておるわけですね。行政側としては。その3業者から最終的に回答がくるのはいつまでという期限は切られてあるんですか。

○都市施設整備推進室長

一応8月末に、こちらのほうからどういうふうな検討されたかということは確認するようにはいたしております。ただその段階で、向こうの結論が出てるかというのはちょっとわかりませんが。

○坂平委員

8月末といったら、きょうは8月28日ですよ。だから31日までたたないとわからないわけ。もうある程度わかってるんじゃないの。

○都市施設整備推進室長

一応8月末まで待って、こちらのほうから連絡をするようにはいたしております。

○坂平委員

それはわかりました。逆にこの3業者、若干なりとも望みがあるかなという、8月末というご返事をもって、これがだめだったとする。そうしたら最終的には行政として、行政があくまでも直接、あとはやるんですか、やらないんですか。そのあたりを、行政の方針として、ある程度方針を出さんと、2とおりの第1パターン、第2パターンということであな方は今書いているよね。あくまでもこういうやつは幾ら書いても、実際に行政がやる意思があるのかないのか、基本的にそこですよ。例えば民間にこれをやってもらうということにしても、行政がやっても、ランニングコスト、これが基本的に採算ベースがあわなければ民間がやってもあわないわけですよ。だからあくまでも行政がその採算ベースがあわな部分、マイナス部分を補てんするかしらないか、これをまず一番に打ち出さないことには、幾らこれを議論しても一緒のことなんですよ、むだな時間。ここで市長にお願いしたいのは、その方針を、これは長々と協議をしても一緒なんですよ。だから最終的に市長がどのように考えて、採算があわなければ市から持ち出しを年間どのぐらい考えてますよとかいうところまで、ある程度やっぱり方向性を見出して取り組まないと前に進まないと思いますよ。だから、これは今日の段階で結論出るわけじゃございませんので、8月31日に業者さんから回答がくると思います。それによって行政側が今後どのようにするか。そして、逆に肯定的にも見ても、時間がない。パラリンピック、これに間に合わせようと思っでやってるかもしれないけど、これに間に合わなければ、間に合わないで。きちんと長期にわたってできるもの、そして一番コンパクトな形で運営ができるもの、こういうものをやっぱり考えていってほしいと思いますけどね。だから、そのあたりは近々に回答をいただきたいと思います。

○都市施設整備推進室長

先ほど副委員長のほうから質問があったときにお答えしましたが、今回の提案に対して3社が今提案を考慮するという事で承っております。その中で、もし受けられないならどういった問題点があるとかいうところも含めて、お話を聞く予定にしております。その中で今、坂平委員がおっしゃっていた、営業するにあたって採算ベースに乗らない、どの程度乗らないとか、そういった具体的な話も含めた中でお話を聞かさせていただいて、今後、先ほどPFIも提案がございましたけども、どういった形で可能かということは検討させていただきたいと思っております。

○委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:35

委員会を再開いたします。次に、地方卸売市場に関して、現在の進捗状況についての執行部のご説明をお願いいたします。

○都市施設整備推進室副室長

飯塚市地方卸売市場に関しまして説明いたします。資料はございませんが、飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会を開催することとなりましたので、ご報告いたします。

平成29年1月23日の第6回検討委員会以降開催できておりませんでした委員会について、関係者との調整によりまして、9月8日、金曜日の15時から地方卸売市場青果部組合事務所において第7回目の検討委員会を開催することとなりました。内容につきましては、飯塚市地方卸売市場等施設整備基

本構想答申書案について審議していただくこととしております。以上簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場についての報告を終わります。

○委員長

今、報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

第6回までの検討委員会が行われているということなんですけれども、移転のことについては関係者と市との間での合意の状況はどこまで来てますか。

○都市施設整備推進室副室長

合意の状況につきましては、文章では条件つき、立地する場所についてになりますけれども、了解できれば移転するという状況でございます。

○川上委員

たしか、移転先も決まらないのに移転に同意するわけにはいかないと。だから、条件が諸々のがあるんだけど、条件があえばということだったと思うけど、それで間違いないですか。

○都市施設整備推進室副室長

そのとおりでございます。

○委員長

よろしいですか。ほかに。

○松延委員

今のと関連しますけれども、条件があえばということで、これは79ページ、前回いただきました資料の最後、検討委員会の名簿がありますけれども、ほかにいろんな、コールドチェーンとか、そういうようなものを私ちょっとお聞きするんですよ。それで、今言われましたように、場所が決定して了解すればということだけで済むのかどうか、これ私、疑問なんですよ。今度の9月8日ということでございますけれども、私、そこらの辺のところは市場の関係者、生産者あたり等々の皆さん方が周知徹底されて、合意に基づいておるかどうか、私もちょっと不審に思うんですけれども、今副室長が言われたように、場所の了解が今度検討委員会でするということでございますけれども。ただ、きょうも体育館の施設の位置について6カ所見て来ました。市場もその内の1カ所に入ってますので、ちょっとその9月8日には決定するというふうなことで行かないと、私はちょっと体育館の問題も絡んでますからね。ちょっとそこら辺のところは、果たして今まで1月の二十何日に行って、7カ月、8カ月行ってないで9月にやると言っておられますけれども、ちょっとそこら辺のところは9月8日の時点では、皆さん方に了解を得られるような場所が決定できて、ゴーサイン出てくるのかどうか、ちょっとそこらの辺のところ、はっきりしていただきたいと思えますけれども、どんなふうですか。

○都市施設整備推進室長

今回、9月8日に開催される分につきましては、答申書案ということで、その分を、市長に最終的には答申を出していただくんですけども、その中では、今までの市場の問題点とかそういったもの、その中に移転先6候補地ございますが、そのメリット、デメリットを記載した答申書案になっております。ですから、その段階でこの場所に決めるということにはなっておりません。ただ、その答申案が出た後につきましては、再度、市場関係者と協議の上で早急に移転先を決定したいと考えております。

先ほど副室長のほうが申し上げましたけれども、条件つきというところで一番に問題になってる分というのが市場関係者のほうでは、場外市場の設置を強く求められているところがあります。それにつきましては、やはり大きな道に面したところがいいというような意見が。中には、早く移転をしてほしい、

場所にとらわれずに早く移転をしてほしいという考え方もございます。そのいろいろな意見を調整して、最終的には決めていくというふうになると思います。

○松延委員

きょう、私もあえて質問させていただいたのは、ハイツの問題については一応だいたい終わり。あと卸売市場につきましては、体育館の件も絡んでますね。だから、体育館の件は後でございませうけれども、きょう見に行ったら、ある程度絞られてきているような感じはするんですよ、そうなってきたときに、卸売市場のこの整備の基本構想の答申で、今度最終的にはその答申で了解いただいて、できる限り早く関係者と協議をして場所を決定するというところでございませうけれども、そういうふうな段階まで私は来ているのかなと、ちょっと不審に思うんですよ。それで、委員長、私のところに何件か問い合わせがありましたけれども、なかなかそういう状況にきていないというふうに感じましたものですから、きょうあえて質問させていただきました。

我々がこういう検討委員会があるのに、今度の、経済・体育施設特別委員会で市場の関係者と懇談、その申し入れがあったときにしていいのかどうか、そういうのも私どもは勝手なことできませんので、ちょっとそこら辺のところは懸念するものですから、執行部の皆さん方、この検討委員会の中で、皆さん方にほんとに了解をしていただくような、ひざを交えて協議をしていただいた上で、できるだけ早く位置を決定していただきたいと思ひますけれども、室長、もう一度ちょっと繰り返になりますけれども、9月8日行われて早急というのも——、できますか。私は心配だから再度質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○都市施設整備推進室長

今ご心配の状況は、私もいつも市場関係者と話している中でございませう。やはり3市場ございませうで、いろいろ考え方が違う方もいらっしやいますし、同じ、例えば青果なら青果の中でも移転に前向きな方もいらっしやいますし、そうじゃない方もいらっしやいます。一番の問題点は、今3市場ともある程度老朽化した中で建てかえの必要性はある。そして建てかえる場合については、現地での建てかえは、基本的に困難であるというところでございませう。ですから、どの時期にというところで一番温度差があるところというところで私たちも考えております。ただ、移転をするなら今のもろもろの状況、例えば先ほど言われましたコールドチェーン化という問題も含めて、早めにしないと、ことしみたいな暑い状況で青果なんかは2時くらいに入荷しても、もう日が昇ったらもう葉物はだめになるとか、そういう状況もございませう。ですから、機能強化も含めまして、できるだけ早く市場関係者と、全員同じ方向を向くというのは非常に難しいかもしれませうけれども、できるだけ合意していただくような形で早急に対応してまいりたいと思ひております。

○松延委員

要望させていただきます。79ページの、前回いただきました施設整備の基本構想の答申書案でございませうけれども、この中の検討委員会の会員の答申についての名簿が1から14まであります。とりわけ、4、5、6、7、8、9ですね。ここは3市場とその組合の関係者、ここら辺のところは私は一番大事と思ひているんですよ。執行部の皆さん、この4、5、6、7、8、9の方が当然、皆さんの総意を得た上で、出席されて、皆さんの考えを代表して、今まで意見を言われてきたと思ひますけれども、この方たちと、とりわけその何か懇談の場と言ひますか、そういうようなものを執行部が持たれるような、この検討委員会がありますからね、ちょっと別な意味での、これは干渉ということになりますから難しいと思ひますけれども、自分で難しいと言ひますので、難しいのは別に、ここら辺の方が代表ですからね。十分に話をされて、この方たちが納得いくような協議を十分にさせていただいて、答えを

出していただくようお願いをいたしておきます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:45

再 開 14:47

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

8月26日の土曜日に、市場の関係者の皆さんが集まって会議をされているようですが、それは御承知おきですか。

○都市施設整備推進室副室長

事前に関係者の方々が会議を行うというお話は賜っておりましたが、8月26日に会っているということは知りませんでした。

○上野委員

内容も御存じないんですね。

○都市施設整備推進室副室長

内容もわかりかねます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:48

再 開 14:48

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

○坂平委員

今、上野委員が暫時休憩ということですので、今、市場関係者の答申ですか。意見がまとまったと。それに対して、行政側にそういう答申書を出すということになってきたときに、行政として、じゃあ市場を存続させるのか、させないのか。その辺りも最終的に判断せないかん状況まで、逆に追い込まれるような状況であるならば、その辺りも含めて答えを、もし出てきたときにはどうするかということまで含めて、行政側も判断を、またお聞かせいただきたいと思いますので、その辺りも十分。それと、もう一つ付け加えて言うなら、菰田のまちづくり、菰田の再開発、この辺りもどういうふうに絡んでくるかと。大きな、これは問題を抱えていますので、その辺りを、現状の市場を使っている方々、ここを最優先ということばかりではなくて、飯塚市としては、菰田周辺の再開発、これも含めたところで、やっぱり将来を見据えたところで、考えていかなきゃいかんだろうと思いますんで、非常に選択肢が厳しい状況になってくると思いますけれど、その辺りも十分に検討をいただきたいと思います。

○委員長

要望でいいの。ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

想定の中の質問でしかないから、これが妥当かどうかというのがあるんですけど、もし、ここで審議していることについて、全部反対だと、市場関係者が。ということになれば、8月7日にいただいている飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想の答申書というのがあるんですよ。ここには、関係者が入って検討委員会をされているわけですよ。その中で、菰田の再開発につながってくるわけですよ。ということは、市場をとるのか、菰田地区の再開発を、将来の飯塚市のためにとるのか。その点で、全

然話が大きく変わってきますから、あくまでも市場関係者が、どんなことを言おうと私どもはここで残って頑張るんだということであるならば、菰田の再開発の話は、いろいろ、何ですか、業務委託してから、いろいろな構想を上げてきてもらっているんですけど、全く絵に描いた餅になってしまいますからね。そのときに、先ほどの、想定の中ですから何とも言いようがないんですけど、それが事実とするならば、想定的前提が事実とするならば、議会は何をどういうふうな形で協議するか。市場の話ではなくて、菰田の再開発中心に考えていくという話に切り替えざるを得ないと思いますよ。だから、その辺だけはしっかり確認をとっていただきたいと思いますけれど。

○委員長

そういうことでお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

この特別委員会は、行政のあり方について質していくと。チェックしていくという任務を持つと思うんですよね。それで、率直に言って、暫時休憩という形で、執行部にとっては未確認情報を、率直に言いますけれど、委員長が暫時休憩ということで、実はこういうことがあったと。また、委員からも暫時休憩ということで、こういうことを知っているかというふうに、こういう質問の仕方を私たちがすると、執行部は責任ある答弁をしなくなりますよ、今後。ですから、我々自身が把握した事実に基づいて、質問を構成していかないと、我々に与えられたチェックの権能が侵されていくのではないかというふうに心配します。

それで、いずれにしても私が先ほど聞いたのは、現在までの到達としては、関係の方たちは、移転先も決まらないまま、移転をオクケーというわけにはいかないと。条件があれば、それは考えますというところで一致しているわけですから。それが、特に市が任命した、市長が任命した諮問機関で議論されてきたことであれば、それは、その到達からいかないと、事前にこういう話を聞いたけどとかいうことになってくれば、市長が任命した諮問機関ですから、信頼関係が消えてしまえば、飯塚市政は大混乱ということになると思うんですよ。議会は、建設的な質問をやっていって、間違っている方向に行こうとするのであれば指摘もするし、その原因も指摘するということがあると思うんですけど。

いずれにしても、私は9月8日には傍聴させていただいて、議員としての役割を果たせるようにしたいと思いますけれど。ちょっと意見を述べさせていただきました。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑もないようでございますので、次に、新体育館について、前回資料要求を行った資料を含めて、新体育館の整備に関する必要が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、前回委員会で資料要求のありましたものとして3つの資料、そして、資料要求はございませんでしたが1つの資料、合計4つを配付させていただいております。

まず1つ目でございますが、「体育館資料1」と書いております耐震診断にかかります福岡県とのやり取りがわかる資料といたしまして、福岡県建築指導課との協議経過を整理いたしております。年度末の29年3月29日に県より報告命令が出され、以後、県との協議内容を記載させていただいております。

次に、「体育館資料2」でございますが、昨年開催いたしました飯塚市体育館等施設整備検討委員会において視察いたしました久留米市みずま総合体育館についての資料を説明いたします。この体育館でご

ざいますが、平成21年、約8年前にできた体育館でございまして、久留米市においては、県南の大会、県大会、しいては九州全国大会等も開催できます広域の体育館としての機能と、三潴地域の日常的練習等に対応できます地域体育館としての機能をあわせ持つ体育館として建設されております。なお、久留米市におきましては、現在、建てかえ建設されております、県立の久留米スポーツセンターが、メインの体育館の位置づけとなっております。みずま総合体育館の規模といたしましては、メインアリーナは飯塚第1体育館に比べて、広さ、観客席の数とも一回り小さいものとなっております。視察を行いました際の検討委員の皆さんの感想といたしましては、きれいでコンパクトな体育館との意見が多くございました。

次に、体育館資料3でございまして、前回の委員会の中で、近年建設されております体育館及び本市が想定した規模8800平方メートルの体育館についてわかるものとしていたしまして、江南市、日立市、むつ市の体育館の基本設計を添付しております。

まず1つ目でございまして、愛知県の江南市の体育館でございまして、こちらは延床面積が8205平方メートルとなっております。江南市資料の5ページのほうをお願いいたします。1階の平面図でございまして、メインアリーナが49メートルかける38メートルでございまして、公式規格のバスケット2面、バレーボールコート3面を設置可能としております。サブアリーナはバスケットボール1面を設置可能としております。それ以外でございまして、珍しいところでは、レクリエーション親子リズム室を設置しております。

続いて、次のページ6ページ2階の平面図をお願いいたします。観客席につきましては、固定席が860席、その周りにランニングコースを設置いたしております、トレーニング室のほかに、フィットネススタジオが設置されております。武道場は既存の武道場がこの体育館に隣接する形で渡り廊下で繋がっていることになっておりますので、この体育館の中では設置されてはおりません。

次に、茨城県の日立市の体育館でございまして、こちらは延床面積が8584平方メートルとなっております。日立市資料の3ページをお願いいたします。1階の平面図でございまして、59メートルかける35メートルのアリーナがございまして、バスケットボール、バレーボールが3面設置可能となっております。サブアリーナはバスケットボール1面を設置可能としております。この体育館には、武道場、柔道、剣道が2面とれるような形で配置をされております。

次の4ページをお願いいたします。2階の平面図となりますが、観客席が固定席で1460席ございまして、その周りにはランニングコースが設置されております。観客席につきましては、この体育館には、1階に約1100席の可動観覧席が設置されております。

次に、青森県むつ市の体育館でございまして、すいません。先ほど言いそびれておりましたけれども、日立市の体育館でございまして、可動席が1階に1100席設置されていると言っておりますが、この稼働席は普段は1階アリーナの壁になっておりますが、これがスライド式に出て観客席になるものでございまして、プロバスケットやバレーの試合の際使用されるものでございまして、また2階にはトレーニング室と弓道場が設置されております。失礼しました。

次に、戻らせていただきまして、青森県のむつ市の体育館でございまして、こちらは、延べ床面積が7906平方メートルとなっております。むつ市体育館資料の4ページをお願いいたします。1階の平面図でございまして、メインアリーナにバスケットボール2面、サブアリーナにバスケットボール1面が設置可能となっております。この体育館の特徴は、メインアリーナとサブアリーナが並列配置され、仕切り壁が開閉することで、最大79メートルかける39メートルの一体空間ができることとございまして、基本計画では、メインアリーナが47メートルかける38メートル、サブアリーナは25メートルかけ



る38メートルありまして、残りがマルチエリア7メートルとなっております。そのほか、1階にトレーニング室、珍しい施設といたしましては、ボルダリング室が設置されております。

続いて、5ページのほうをお願いいたします。2階の平面図でございますが、メインアリーナ部分に観客席が固定席で約千席ございまして、その周囲にはランニングコースが設置されております。むつ市におきましては、武道場は将来体育館に隣接して建設する予定としており、この体育館の中には含まれてはおりません。

今、みずま総合体育館を含めまして4つの体育館を説明させていただきましたが、前回の委員会で想定いたしました延床面積8800平方メートルの体育館についてでございますが、これまで申し上げたように、第2次公共施設のあり方に関する基本方針に基づきまして、施設の集約化を図ることとした場合の想定面積でございまして、あくまでも想定の規模であるということを再度申し上げます。体育館の規模につきましては、まず検討委員会からの答申書を尊重した体育館建設の計画を策定する必要があると考えさせていただいております。なお、この検討委員会の答申書の中では、メインアリーナでバスケットボールコート、バレーボールコートが3面確保でき、サブアリーナにおいてバスケットボール、バレーボール1面の確保となっております。武道場につきましては、併設を希望するが、難しい場合についてはサブアリーナを多目的アリーナとして武道が使用可能な施設とするということとなっております。現在、あくまでも参考でございますが、想定面積、規模、それから内容から、先ほどご紹介いたしました茨木県日立市の体育館がその目安になろうと考えてはおります。今後、アリーナの規模とともに必要な機能等整理いたしまして、今後、計画を策定する必要があると考えております。

それから、続きまして、資料4をお願いいたします。これは体育館建設予定5候補地の評価の概要でございます。表横列に現第1・第2体育館敷、そして各候補地であります、本日も視察をさせていただきました5つの候補地。健康の森公園敷、市民公園健幸広場等、卸売市場敷と5つ記載させていただいております。縦軸におきましては、評価事項といたしまして、面積、都市計画法の縛り、それから防火・準防火規制、それから、とびまして利便性、安全性、早期完成性、財政面、懸案事項等を記載しております。

まず、一番左の①市民公園健幸広場敷につきましては、用途地域が第一種中高層住宅専用地域であるため、用途地域等の変更が必要になるかと考えております。また下水道管が老朽化しておりますので、その敷設がえ、道路整備が必要になってくることが予想されます。それと、隣接して——、すいません。申し訳ございませんでした。1番の健幸の森公園敷をちょっととばしてございまして、もとに戻らせていただいて、健康の森公園敷から説明させていただきます。申し訳ございません。

まず1番、健康の森公園敷につきましては、公共交通機関等が整備されていないという利便性に問題がございますが、それ以外の懸案事項等はございません。

次に、市民公園健幸広場敷につきましては、用途地域が第1種中高層住宅専用地域であるため、用途地域の変更等が必要になります。また、下水管が老朽化しておりますので、その敷設がえ、道路整備が必要になってくることが予想されます。それと、隣接してオートレース場等がございます。渋滞に対する手当が必要になってくるかと考えております。

次に3つ目でございますが、筑豊ハイツ敷につきましては、建設敷地の確保のための造成工事やアクセス道路が必要となると考えております。4つ目でございますが、B&G海洋センター敷につきましては、敷地内の体育施設の再編整備が必要となり、関係者との協議等が必要となります。また、B&G海洋センターのあり方等について交渉が必要であるのと、駐車場の確保等が必要となります。

最後でございますが、5つ目、地方卸売市場につきましては、用途地域が準工業地域の特別用途地区

に指定されておりますので、特別用途の解除が必要になるかと考えております。交通の便につきましては一番いい場所と考えておりますが、問題は、その場所に現在市場がございますし、営業もされているということで、移転については現在協議中でございまして、新たな場所で市場が開設され、その後に現市場を解体して、体育館建設はその後になるということになります。

前回ご意見の中でございましたように、スケジュールの短縮の可能性等につきましては、現在のところ体育館の具体的なものがまだ決まっておりませんので、工期等必要な期間として設定いたしております。今後、具体的な計画の中で必要な期間を検討して設定する必要があるかと考えておりますし、また、その上で短縮できる場所があればと考えております。また、今後のスケジュールを進める上では全て予算等伴うものですから、議会との調整を図りながら進めさせていただければと考えております。以上、資料の説明、簡単でございますが終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

○坂平委員

今後の工程について、前回の委員会の際に、最短で行った場合はどういうふうな日程になりますかということでお尋ねをしたと思います。今の説明では、今後の工程についてはまだ検討してないというような説明だろうと思いますけど、どういうふうになってますかね。

あなた方が当初、前回資料出していたのは、逆に最長で検討されておったよね。だから、最短で行った場合はどのくらい、基本的に現体育館が耐震の対応ができてないということで、じゃあ早急に新しい体育館、もしくはその耐震、先日聞いたときには新しくつくりますと、建てかえますというご返事だったんで、基本的にそういうふうな方向性でされるのであれば、耐震が全く対応できてない現体育館、これは危険性が伴うと思います。これも耐震診断をすれば、結果的に出てくると思いますけどね。そうならば、最短で行った場合にどのくらいの期間が必要なのかと。じゃあ、前回の委員会でも質問があったように、その間、閉鎖をするのかどうなのかというのは、耐震調査をした結果で判断をさせていただきますという回答だったろうと思います。それにもってきょう、最短で行った場合の工程が、日程的なものが含まれてないと。まだ検討してませんということ自体、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけどね。だから、すぐに出ると思いますよ。最短で行った場合はどのくらいの日程、日数があるかというのは。どんなふうですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほどもちょっと申し上げました、前回、委員のほうからそういうようなご質問がありました。今、現行のスケジュールを出しておるのが最短だということで、お出しをさせていただいておりますが、当然これを進めていく中で、短縮できるものは短縮していくと。設計、それからそういうような施工のスケジュールというのは、短縮できるものは短縮していくという考え方で進めさせていただきたいと思っております。現在では、これが今現在の想定しているスケジュールだと考えております。

○坂平委員

少しおかしな回答ですね。あなた方は今ここ資料出されてますよね、体育館資料2で。想定で。出されましたよね。これが最短ですか。資料出されてるのわかる。わかりますか。これが最短ですか、あなた方が考える。ちょっと答弁を。

○健幸・スポーツ課長

今ここにお示しさせていただいてるのは、現行の予算、それから、事務のスケジュールを考えては、最短だというような考え方で、予算とか、事務のスケジュールを考えて、今はこれが最短ではないかな

ということで提出をさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○古本委員

ご説明がありました、体育館の規模と機能については、これから議論されると思いますので、まず最初に、体育館建設の場所の決定におきまして、一番大切なこと、これは何か。予算なのか、場所なのか、それとも規模か。どのように考えておられますか。これ、規模につきましては、最低2万平方メートルと敷地面積が指定されておりますので、どこも一緒だと推測いたします。そうすると、後は予算か、場所か。どう考えてありますか。

○市民協働部長

今質問者言われますとおり、先ほどの資料4の5カ所の候補地につきましても、一長一短がございます。説明にも申しましたとおり、一番交通の便というところで行きますと、⑤の地方卸売市場という話になりましようけれども、この地域につきましては、先ほどの市場の議論の中にもありましたように、今後どういう具合にするのかというところがまだ見えないというところがございます。

財源面だけでいきますと、①というのが一番費用がかからないのかなというふうに思っておりますので、そののところ、費用を優先してするのか、利便性を優先するのか。一般財源がかからなくするのか、市民の使い勝手が一番いいところを選択するのかというのは、今後の大きな課題でございまして、それを執行部のほうである程度吟味いたしまして、今後提案させていただくということになりましようけれども、この中で委員の方々のご意見があれば、お聞きしておきたいというふうに思っております。

○市長

今、担当部局のほうで答弁しましたが、若干私は違います、申し訳ありませんが。費用のこともあるし、体育館の機能のこともありますが、やっぱり、前回の委員会で今の体育館についての安全性が大丈夫なのかと質問をされたときに、ドキッとしました。今回、耐震診断を受けて、そして、どこが危険性があるって、どこが大丈夫なのかということがはっきりしましたら、早急にでもその対策を立てなければならぬと考えております。それに関連しまして、やっぱり、できるだけ早く、おそらく、すいません、私の素人考えですが、建設年度からすると、耐震構造を満たしていない現在の体育館であろうと思っておりますので、できるだけ早い時期に災害の避難所としても対応ができるような新しい体育館を建設したいと考えております。

○古本委員

今お聞きしましたのは、予算なのか、場所なのかというふうにお聞きしたんです。市長の気持ちはわかりますので。続けていいですか。

先ほどの説明の中に公共交通の部分も言われました。この部分で、健康の森、ここは公共交通が整備されていませんよね。しかしながら、ここには市民プールや、あれは何と言いますか、健康の森のサッカー場、あわせてトレーニング室等が、目尾振興計画の計画の中から整備されております。しかしながら、さきの説明の中で、健康の森にはこういう公共交通整備がされてなくて不便なところだというふうに聞こえましたけれど、これは行政として、不統一な考え方だと私は思います。こういう整備をされたならば、やはり、その辺のところもしっかりと対応していただきたいと、こういうふうに思います。この公共施設の場所を通常決める際には、確かにこういう公共交通の利便性がよく言われますが、あわせてお聞きします。類似団体の体育館は、どのような立地状況となっておりますか。そもそも体育館は、どのような方々が、またどのくらいの比率の市民が利用されているのか。また、公共交通の利便性が必

須条件なのかお尋ねをいたします。わかる範囲で結構です。

○市民協働部長

申し訳ございません。立地、類似市の体育施設がどういったところにあるかというところを、ちょっと一目でわかるような資料というのは、ちょっと現在持ち合わせておりませんが、確かに今、モータリゼーションの時代で、必ずしも体育館が、全てが公共交通のいいところにあるというわけではございませんけれども、やはり市民の方々が使われるという以上は、ある程度の公共交通というのは必要性があるというふうに判断しております。答弁になっておりますでしょうか。

○古本委員

私が申し上げたのは、執行部の姿勢が不統一であるというのは、整理して、そして、交通手段がないというもおかしな話ではないかなということをお願いいたします。

それで、公共交通の確保は、確かに大きな要素があることは私も理解をいたしますが、その課題は、執行部の取り組む姿勢により克服できるのではと考えます。例えば、コミュニティバスを運行させるなど、対応ができると考えますが、この辺のところはいかがでしょうか。

○市民協働部長

今、コミュニティ交通につきましても別途で検討いたしておりますけれども、コミュニティ交通そのものが、基本的には日常生活の中でのバス、公共交通でございますので、体育施設等がイベント事業等の不確定な中での、交通体系の一つとして設定するのはちょっと非常に難しいのかなというふうに思っております。万が一にもそういった施設を、公共交通のないところにすれば、何らかの形で臨時バスのような運行しかできないのかなというふうに踏んでおりますので、一番公共交通の便がいいところ、悪いところという選択になりますと、やはり公共交通、今の定期運行の公共交通施設が完備したところが、まず、ベターかなというふうに判断をいたしております。

○古本委員

この辺はもう詰めません。それで、こういう公共交通の確保を重要課題とする中では、やはり、こういう体育施設、いろいろな体育施設は、やはり集約されることが私は望ましいと考えます。いろいろな施設が近隣にあれば利便性が増すと考えますが、どう思われますか。

○健幸・スポーツ課長

今、委員が言われますように、体育施設等については、集約されることが非常に望ましいことだと考えてはおります。

○古本委員

それでは、わかりました。先ほども説明の中でありましたが、これまでに、資料として提出されています部分では、ただ建設費のみが計上されております。説明の中でもありましたように、その別に付帯する工事費、もしくは実際にかかる経費を示していただきたい。例えば、付近の整備や、将来どれだけの投資が発生するのか、その必要な総額をお教えいただきたいと思っております。そうではないと比較対象ができません。幾らぐらいかかるのか、大体はじいてあると思っております。例えば、候補地別に、健康の森でしたらこれぐらい、付近の整備も含めてかかりますよと。市民公園ですか、あそこでしたら、このくらいかかりますとかいうのは、おそらくわかると思っております。そうではないと、一律に工事費だけを出されると、みんな一緒にその差を感じませんので、財政的なものを考えた比較ができません。答弁できますかね。

○市民協働部長

当該地の積算資料につきましては前回お出しさせていただいておりますが、我々も、それに伴う周辺

の整備等々の費用比較というのは、必要というふうには判断をいたしております。ただ、金額的に弾くというのがなかなか難しゅうございまして、今回、お出ししております資料4の一番下に懸案事項として書いておりますけれども、おそらくこの辺りの費用そのものが、こういった形で数字として出せるかなというふうには思っております。現実には難しゅうございます。言葉では表記をいたしておりますけれども、例えばここで書いてありますとおり、②の市民公園広場という話になると道路という問題が出てきますけれども、アクセス道路の問題をどういう具合にするかという問題が、ちょっと現行のままの中で想定をいたしておりますので、こういった形で取付道路を拡張するかというようなところまでは絵を描いておりませんので、なかなかこの費用比較というのは難しゅうございますし、そういった事情の中で、言葉としてしか表記ができておりませんので、この場で費用比較というのは致しかねますとしか返事ができません。申し訳ございません。

#### ○古本委員

また委員会の中で、例えば、この場所には取り付け道路が必要だとなったときには、大体どのぐらいかかるのかというのがわかったときにはお教えいただきたいと思います。そうしないと、財政の問題、逼迫した財政の中でモノを建てるわけですから、比較しにくい。そう考えます。それから、候補地5カ所の将来の有効利活用を考えられたかどうか。例えば、資産価値を考えて、ほかの用途の可能性があれば除外する、そして、市営球場跡地のように売却を考えたりとか、そういう方法もあるかと思いますが、そういう検討をされたかどうか。されたことがありますか。なければいいよ。

#### ○市民協働部長

まず1点目の費用の比較については、この場ではちょっと難しいという返事でご勘弁願いたいと思います。ちょっと担当部署として、概算の数字でも出ればお出しするという努力はしてみますけれども、今の段階としては難しいという返事でご勘弁願いたいと思います。それと、5候補地の後の処分等につきましては、今現在挙げております候補地につきましては、行政目的は今のところ、はっきりした行政目的がない中で、新体育館の敷地として転用が可能というところをピックアップしておきまして、まず、体育館を建てることとして選定した上で、後の活用については、その後の計画になろうかというふうに考えています。

#### ○古本委員

ということで、体育館を新築するとなれば、莫大な財政出動が必要になると考えますが、市内には建設候補地が幾つかある中で、体育館整備に伴い、インフラ整備など追加予算投資が必要な場所は、財政状況から考えると、こういうところには、体育館を建てる、利便性だけで建てるというのはいかがなものかと思いますが、そういうことは、反対の面から考えたことはありますか。先ほどから質問をさせていただいてるんですが、別の用途とか、財政的な状況で、ほかに何か転用できたりとかする土地を、何かもったいないような気がいたします。公共交通の利便性を考えれば、結構建てられるところは、ほかの用途にはあまり使えないけれど、建てられるところはあるかと思いますが、いかがですか、その辺のところは。考えていなければ考えていないでいい。

#### ○市民協働部長

この候補地5つにつきましては、外部委員会であります体育館等の整備検討委員会のところで、これは基本的には事務局方でピックアップしたものを、ある程度委員の方々のご意見を聞きながら、5つに絞ったわけでございまして、今の段階では、この5候補地しかないのではないかというふうに判断をいたしておるところでございます。ほかの用途という、有効活用という面での議論というのは、その中にはなされておきませんので、ご了解いただきたいと思います。

#### ○古本委員

今お聞きしたのは、5カ所の中でという意味です。ほかのいろんなところという意味ではありません。それから先ほど、予算のこと、総額を教えてくださいと、こうお願いしたわけですが、それとあわせて、今回の建設地のそれぞれが抱えております課題や問題点をもう少しこと細かく我々に教えていただきたいと思います。例えば、この候補地は、先ほど言いましたように、交通の便がいいとか、例えば、悪いとか、また、ほかの施設を解体するので、代替の施設を考えなければいけないとか、いろいろなことが入ってくると思いますので、そういうところを教えてくださいと、表向きの建設の費用がこれくらいのスケジュールというやり方ですと、なかなか答えが出しにくい。そういうことで、また、それとあわせて周囲の環境、ここに体育館を建てたときには、周りにはどんな問題だとか、いろいろあると思います。それもあわせて、さっき私、ほかに転用というお話を、極端にしたんですよ。そのままですとありませんが、体育館に使ってしまうと、それで終わりなんですよ。そこが体育館ですから。これ、体育館をそこに建てないで違う用途にしようと思えば、利便性のいいところは、ある意味、財政的に役に立つようなこともできるわけですよ。そういうことを言うだけです。

それで今、ちょっと横に逸れましたけれども、これは私が今お願いしたのは、そういう状況も教えていただきたいということでございます。というのは、もう御存じのように、市営球場の廃止、それから今後も庄内や颯田体育館の廃止が予定をされている中で、その代替施設を、市民のニーズを無視することなく、ある程度は確保しなければいけないと私は思います。そういう候補地の事情もあわせてお知らせをいただきたいと思います。これは建設場所の選定に少なからず影響を及ぼすと思いますので、よろしく願いをいたします。答弁はできる範囲で結構です。

#### ○市民協働部長

今、質問議員が言われますように、ほかの体育施設をどう統廃合するかというのは非常に大きな問題でございまして、この体育館を建てた以降の、ほかの地域の体育館をどういう具合に統廃合するかというところも、大きな我々の任務と考えております。それと、先ほど言われます候補地におけるメリット、デメリット、いろいろな条件整備というところにつきましては、今のこの資料4の中でお示ししているところはお示しさせていただいているつもりでございまして、ちょっと努力はさせていただいた上で、調整させていただいた上で、努力はしてみます。申し訳ございません。

#### ○古本委員

今、私お願いしたのは、そういう運動施設が体育館を建てることでなくなった。なくなる。そうしたときに、市民のそういう運動をする場所がないわけですから、困るわけですよ。それだけではなくて、合併の後に、別に人口が特別変わったわけではない。それなりに、例えば鯉田の陸上競技場、テニスコート、ああいう、横に野球場なんかがありますよね。ああいうところが、体育館の建てかえによってなくなった。では、この人たちはどこで、今度そういう運動施設を使う、利用するかというようなところを、市民ニーズを無視しないで考えてくださいと。そういうものもこれに含んで、こういうことになりますとかいうのも、お知らせをくださいとお願いをしたわけです。そういうことです。答弁いりません。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○川上委員

委員からは、スケジュールをもっと早くできないかというふうに言う意見もあるし、それから市長が新築建てかえを、移転建てかえを急ぎますというふうに言う。しかし、よく考えていく必要があると思うんですよ。そのためにこの特別委員会があると思うんですけど。執行部が前回提出した資料を見

ると、大規模改修であれば約15億5千万円、予算で言えば。当然、大規模改修ですから、現地で体育館は残るということになるんだけど。ところが、移転建てかえをすると、資料の不備もあろうかと思うけれど、大体45億円前後ということになっているんですよ。5月8日の答申書を読むと、理由は、まともかなと思われる理由は駐車場不足しかないんですよ。しかし、これも検討の足跡がほとんどないんですよ。資料がない。と考えると、駐車場不足のために、30億円かけるのかと、飯塚市は。ということだけが残りかねない状況に、今あると思います。今、大手建設業者、ゼネコンと呼ばれるところは、全国の清掃工場やし尿処理施設だとか、いろいろなところで仕事がないかと探していますよ。急いで仕事をつくりたい。必死ですよ。だけど、そのゼネコンの気持ちはわからないでもないけれど、それに付き合う必要はない。やはり、私たちは飯塚市民のスポーツ、文化にかかわる公的施設をどうしていくのかが、一番問われると思うんですね。それで、これは前置きですけども、ちょっとお尋ねします。

きょう提出された資料1、体育館資料1ですけど、耐震診断にかかわる資料を、前回要求して出してもらったんだけど、耐震診断は結論的にはやると、結論的には。という答弁でした。それで、予算措置も必要だと思うんだけど、この費用は幾らぐらいかかると思われますか。

○健幸・スポーツ課長

約900万円くらいだと考えております。

○川上委員

約900万円という答弁を確認します。それで、耐震診断を平成27年の12月31日までにやって、その結果を報告するよということ、国、県から法律に基づいて求められたわけだけでも、25年度、緊急に補正をかけてただちにやることもできたと思うんだけど。11月25日の法改正ですから。25年にやらなかったでしょう。それはなぜですか。

○健幸・スポーツ課長

これは建てかえを進めていくということの中で、耐震診断を行っていなかったというのが現状だったと考えております。

○川上委員

それは、平成25年度の判断ですか。

○市民協働部長

申し訳ございません。ちょっと訂正させていただきます。平成25年当時はまだ建てかえというような判断は、たしかしていなかったと思いますので、法律の判断そのものを失念しておったというしか、現在のところ言いようがないと思っております。

○川上委員

そこがよくわからないんです。失念という意味がわからないです。平成25年11月25日に法改正があって、国は県に、県は市に通知をしているはずですよ。その受理はいつか確認していますか。

○市民協働部長

今書類を持ち合わせておりませんが、25年に発信されておりますので、25年度中に市として受領、受けているはずでございます。

○川上委員

だとすれば、予算編成の、26年度当初予算編成の最終段階だったと思います。市長三役の最終ヒアリングなどが行われる時期には間に合ったと私は思うんですよ。そのときに900万ですよ。人の命がかかわる公共施設で、国からやるよにと求められた。27年12月31日に出してくださいというものではないわけです。受理してるはずですよ、市のどこかが。それを予算計上しなかった理由がわからん

わけですよ。1千万円程度。これについては自己検討は、調べられましたか。

○健幸・スポーツ課長

その当時、調べてはいなかったかと思っています。

○川上委員

そのときではなくて、今あなた方が調べたかと聞いておるわけです。その当時、なぜ緊急に予算計上しなかったのかを、あなた方が調べたかと聞いているわけです、4年前。そのことを聞いているわけです。

○健幸・スポーツ課長

調べてはおりません。

○川上委員

そしたら、補正でもいいんですよ。26年度予算計上しなかった理由も調べてないんでしょう。どうですか。

○健幸・スポーツ課長

調べてはおりません。

○川上委員

そうすると、あなた方がはっきり耐震診断をしないと、そういう意思を固めたのはいつですか。

○市民協働部長

今、担当課長が言いますように、耐震診断の通知を受けて、25年から26年、27年の中途あたりまではおそらく根拠なく保留していたものというふうに判断せざるを得ません。ただ、27年度の中途以降につきましては、この新体育館の整備という議論が並行して内部で上がっておりまして、それ以降については、この整備を進める中で、診断というのは今する価値があるかという議論はされた上で、留保がなされたものと思っております。

○川上委員

そうすると、あなた方は、飯塚市民の命、安全について、第1の時期は全く無責任。市としての責任を果たしてないよね。そのようにして市民の生命と安全を脅かしたと思います。それから後段は、建てかえるか、建てかえないかとか、そういうことを検討中だから耐震診断をしないという意思を固めた。こんな酷い市役所がよそにありますかね。飯塚市だけじゃないですか。耐震診断をして、どのくらい危険なのか確認する。壊れるときはどの辺から壊れるのかなど、いざというとき。もう使用停止にしなければならないんじゃないか。あるいは、それに対抗する耐震工事をするとすれば、どのくらいにするのか。到底もう、そういう費用を捻出できないから、もう止めたほうがいいのか。市民の安全と命を最優先に考えれば、いの一番に耐震診断しなければならないでしょう。それをやっていないということについて、自己検討がなければ、移転新築建てかえとか、語る資格があるのかということになってくると思うんですよ。しかも、きょう提出してもらった資料見ると、ことし3月29日に県知事からメールが出たんでしょう。来年3月31日におくれたら知らんよと。そしてあなた方は、どういう態度をとったんですか。この資料を見ると建てかえるつもりがあるんだけど、耐震診断しなくてはなりませんかというのを6月9日の日に言いに行っているんです。新築建てかえの答申が5月8日、この新庁舎が供用開始するのと同じ日ですよ。最初の仕事、これが、この庁舎の。その1カ月後に建てかえるのになぜ耐震診断しなければならないんですかと、そのお金をもらえるんですかと聞いているじゃないですか。この6月9日のもようを説明してください。

○健幸・スポーツ課長

6月9日につきましては、ここに資料として記載させていただくような内容で、これがあくまでも耐



震診断をしないでいいでしょうというようなことではございません。これは報告義務が来ておりましたので、ここに書いておりますように、結果として確認をさせていただいたというだけで、耐震診断をしないということではございません。

○川上委員

先ほど言った2つの時期のあなた方の責任のなさ、言ったでしょう。最初の時期は何だか知らないけど、無責任体制、後の時期は建てかえようかなと思っているから耐震診断をしなかったという問題、そういう反省がないから今のような答弁が出ると思うんですよ。しかしあなた方は、もう1回、6月22日に県とやりとりして、この特別委員会に7月12日に答弁したでしょう。答弁じゃない、報告したでしょう、7月12日のこの特別委員会に。何と言って、このことについて報告しましたか。

○健幸・スポーツ課長

報告させていただいたのは、県のほうから通知が3月29日より来ておると、耐震診断を急いでやる方向でいきたいというような報告をさせていただいたと私は思っております。

○川上委員

あなた方は隠しましたね。報告の中でこう言ってますよ。耐震診断の報告を行う旨の命令がなされております。そして6月9日のこと、22日のこと等隠して、「これを受けまして、第1体育館の改修、建てかえとは別に、法遵守のために耐震診断を年度内に実施したいと考えております。」と言っているでしょう。あなた方が県知事に命令に従わなくてはなりませんかと相談に行ったことを隠して、あたかも命令を受けて真っすぐ耐震診断をするというふうにしたかのように報告してるじゃないですか。私もだまされましたよ。幾つか質問した。根拠法令を示せとか、勉強していますよ。あなた方はどのぐらい知っているわけ。そしたら、私はそのときに、7月12日以前に、片峰市長が7月12日のここに報告する以前に、県知事に本当にやらないといけないのか、聞いてきてもらいたいというふうに7月12日以前に言ったと思ったわけですよ。ところが、きょうの資料では、特別委員会にやりますといった報告をして。市民がみんな知っていますよ、耐震診断をやるという決断をしたんだなど。ところが、1週間後にあなた方は、市長からの建てかえの判断に伴う耐震診断の是非についての再確認の指示を受けて、持っていつているわけでしょう。本当に建てかえるんだけど、耐震診断をしなくてはいけないんですかと言いつているでしょう。県から当たり前じゃないですかという指示を受けているじゃないですか。議会に7月12日にやりますといった報告をしているのに、1週間後に議会も知らないうちに市長の指示で、県知事に本当にやらなくてはいけないんですかというようなことを聞きに行く。これはどういうことですか。説明を求めます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:57

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申し訳ございませんでした。きょう提出しております資料でございますけれども、日にちを申し上げて、7月6日、庁議のほうにかけまして、建てかえについての話をさせていただいて、それとは別に耐震診断、これについて実施をしたいという方向を市長のほうに了承を得ております。それをもちまして、7月12日に委員会の中で、こういうような3月末に、県のほうから命令が来ているというようなことを報告をさせていただきました。その中では、その後、7月19日、これは県のほうに、市長のほうか

ら、再度、是非を確認というよりも、県のほうにもう一度、補助金等も含めて確認をしておいたほうが良いということで、私どものほうで参った次第でございます。

○川上委員

平成25年の法改正、その後の通知の後の第1の時期には、先ほど言っていたとおり、あなた方がその通知そのものをまともに受けとめていなかったためにという問題があり、第2の時期には、建てかえをどうするかというふうに考えておりましたからということから来る、その問題。そして3回目は、命令を受けても、県知事に、いわば本気ですかと、本当にやらないといけないんですかと。建てかえるのに、耐震診断をというのを、1回目は担当課の判断で、2回目は市長の指示で行ったという、こういう市政運営が、前市長、それから今の市長のもとで続いているという現実を、市民が見たときにどう考えるかです。あなた方が資料として、新築建てかえの資料だけを出しているけれども、ネットを見てください。ネットを開いただけで、このときの法改正に基づく指示だとか、命令だとか、命令までいったところは少ないと思うけれど、それによって、大規模改修をやっているところの情報がいっぱい入っているじゃないですか。例えば、人口22万9075人の呉市では、築52年の体育館を9億1千万円かけて大規模改修回収すると市民に公表していますよ。これは、本来は飯塚市の姿ではなかったかと思うわけです。片峯市長が耐震満たしていないんだから、危険だと。だから、急いで新築建てかえと。前半は一致するわけです。急いで、この耐震基準を満たしていないという事態を打開しなければならない、これ一致しますよ。今までのことを反省したら、耐震診断に基づいて、耐震工事を、どの程度のことをすればいいのかまだわからないですよ、診断してみないと。工事をやるというのが、市長のとるべき態度ですよ。ところが、前回の特別委員会では、建てかえるとわかっているのに耐震工事をするような税金の使い方を私はできませんと言いましたね。これは、よく検討してもらって、次の委員会でも撤回してもらいたいと思いますよ。

それで、今あなた方に、住民の安全、命がかかわる公共施設を建てたり、そういうことを考える土俵に登れる資格が今あるかっていうことを問うているわけです。

2つ目は、公共施設に関して、飯塚市は合併から10年たって、今後どうするのかということを検討を既にしたではないですか。その筋から、今、8月2日を起点に逸脱していこうとしてるんじゃないかという心配をしているわけです。8月2日というのは、7月21日に庁議で開いたでしょう。新築建てかえを決めきれずに、副市長は答弁したでしょう。結果を出ずに、市長に意見の取りまとめを任せると意志一致をしましたと。それで、2日に市長、副市長と関係部長、複数でしょうけれど。そこで、意志一致をしたと言うんだけど、そのことについて、少し聞きます。

昨年、平成28年1月に第2次公共施設等のあり方に関する基本方針、公共施設等総合管理計画を策定しましたね。これは、今後の公共施設のあり方について、こうあるべきだというのが10項目挙げられています。必ずしも、共産党として認めることができるものばかりではありません。しかし、あなた方が決めたこの方向性と、8月2日に片峯市長が関係メンバーで集まって決めたことと、整合性がとれるのかということをお心配するわけです。この基本的な考え方の10項目を挙げているうちの第2項目、「公共施設等の総量の最適化を推進する」というところがありますね。「国が示す、新しくつくることから、賢く使うことを念頭に、今後の人口減少や財政状況の推移を見据えながら、施設等のダウンサイジングを図るなど、公共施設等の総量について、縮減目標を定めて縮減を行います」、まあいろいろと書いてます。それから5番目、5項目めは、これもっと重要なんですよ。「公共施設等の長寿命化を推進します」と書いています。いろいろ書いた後に、こう言っているでしょう。「既に本市が保有するさまざまな施設等においては、個別に長寿命化計画を策定しており、これらの計画に沿って、施設の長寿命化を推

進みます。」これが策定していないところもあるんでしょうけれど、これは基本方針のほうです、あなたの方。長寿命化が基本方針でしょう。

だから、何でも新築建てかえをするかどうかについて、あなた方も、これ策定中だったんだから、決め切れるはずがないですよ。28年の1月にポンとできるわけないんだから。いろいろ議論の後に、国の指導等もあって、今言った、新しくつくるより賢く使うというのを打ち出さざるを得なかったわけでしょう。ところが、28年の1月にこれを策定して、3カ月後に検討委員会、新体育館をつくるのか、それとも大規模改修で行くのか検討する諮問委員会を立ち上げたわけですよ。28年に6回、審議会をしていますね。前回指摘したように、論理的にはもう破綻済みの、新築建てかえの理由がいの一番に上げられているでしょう。大規模改修に反対だから、新築だというだけの。大規模改修したとしてもだめだという言い方だけですよ。では、だめな理由は駐車場問題なんです。でも、さっきから言っているように、駐車場問題は現状でも基本的に解決可能であるし、そのために30億円もかける必要はないわけです。この点について、この基本方針と、今回の新築、移転建てかえ、どういうふうな整合性があるのか、お尋ねします。

○市民協働部長

総合管理計画につきましては、全体的な方針を決めておまして、基本的には個別の計画に移るかと思えます。言われるように、体育館の施設につきましては、最終的には個別の計画になりますけれども、平成21年に策定しております1次の実施計画というのが基本ベースになろうかと思っておりますけれども、言われますように、1次の折には、耐震診断を行い、それなりの措置を、というような表記になっていたと思えますけれども、それを踏まえた上での、外部の委員会で検討をした結果、現在のような、答申内容のような、建てかえが望ましいというような結論に至ったものでございまして、それをもって、昨年1月の2次のあり方の方針と相反するものというふうには判断はいたしておりません。

○委員長

川上委員、ちょっとお願いがあるんですけど。ちょっと話を、ある程度まとめて言ってくれないだろうか。あまり元に戻らないで。

○川上委員

それで、私が質問したのは、相反するとかまだ言っていないわけです。あなた方の思考の中で、これとの整合性がどのようになっているかを聞いただけなんです。相反しているのではないかと聞いていないでしょう。7月12日のあなた方の報告の中でも、ずっとこれで言っているわけですよ。これできています。ところがとか、接続語がないわけですよ。「しかし」とかないわけ。5月8日に答申が出ましたというだけなんです。今回、このようにいろいろ考えていますという結論はないわけ。そしたら、ないでしょう。だから、その整合性を問うてるわけです。もう少し説明ができますか。あなた方は、というか、市の策定した、これとの、基本方針との整合性がとれるのかと、どうとっているのかということを知っているわけです。

○市民協働部長

あり方の基本方針につきましては、施設の再編を図る折には、19.3%、約20%弱の総量を縮小するという基本的な考え方がございますので、それをもとに今回、外部委員会での計画そのものが、それも踏まえまして、そこに合致したような形での答申になっているかというふうには思っております。

○川上委員

5についてだけです。5を言っているわけです。5と言えばよかったですね。公共施設等の長寿命化を推進しますということとの関係、呉市は先ほど紹介したように、状況にもよるでしょう。彼らは、築

52年のものを、ちゃんと自分たちで判断して、耐震診断をとっくに終わらせて、それに基づいて大規模改修をやるようとしているわけですよ。9億1千万円かけて。あなた方は、国から指導されても、県から命令されても、耐震診断すらしようとしなかった。そして、その間に、耐震診断をしない代わりに、何十億円かかるかわからないような新築建てかえをやるという選択肢を持って、そして、8月2日に、それで行きましょうという市長の決断で来ているわけですよ。7月21日の庁議でも決めきれなかったことを、わずか4人で、4人かどうかわかりませんが、市長と副市長と関係部長だけで決めていいんですか。そして、それを議会の特別委員会に報告してしまう。このような市政運営、こんなのトップダウンよりもひどいですよ。ボトムアップで作り上げてきたことを壊すんだから。こういうやり方で、住民のための文化、スポーツの振興、発展のための体育館を、どこにつくろうかだということから入っていくのはどだい間違っていると、私は思います。

そこで、もう一つ聞きますよ。整合性について、市政運営の基本の整合性について。これも、この基本方針の上位にあるのが第2次総合計画でしょう。体育館はこれとは違いますがとかいう答弁がありましたけれど、これ上位計画だから。この中に、資料編として、133ページに、合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要というのがあって、文化、スポーツ整備について、平成24年から27年まで10億6千万円使いましたと。それから、28年から33年度までには、文化・スポーツ整備費として、24億5千万円使いたいという計画になっているわけですよ。24億5千万円ですよ。この中に、今回の体育館の大規模改造費、見込み15億5千万円か、あるいは移転新築建てかえ費45億円、概算で。入っているんですか、入ってないんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:25

再 開 16:27

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

今、総合計画のほうに掲載いたしております合併特例債等を活用した公共施設の概要というものは、これは当初、平成24年に最初策定をいたしておるものでございます。そのときには、いわゆる、その合併特例債というのをどう計画的に、年次計画を追って、しっかり使っていく、執行していくかということを中心に考えまして、それをもとに財政見通しをつくっていくという、いわゆる一つの手段として、財政見通しをつくるための手段としてつくったものでございます。当然そのときに一定の整備の基準というものを考えておまして、まだその全ての建物の耐震診断とか、コンサルに頼んでどういうふうに整備するかということはもちろん決まっておきませんので、およそ粗い考え方でございますけれども、旧耐震基準以前の建築物、いわゆる昭和45年12月以前に建築されたものについては、建てかえまたは耐震診断の結果によって、耐震補強または整備耐震補強による整備を原則とするということ。それから、新耐震基準以前の建物については、耐震診断を行い、耐震補強による整備を原則とする。それから、新耐震基準の建物については、いわゆる維持改修的な、管理上必要な整備だけというような、そういう考え方のもとに、この試算というか、見積もりを出しております。今回、第1体育館につきましては、このカテゴリーから言いますと、昭和56年以前に建てられたものでございますので、形的にはもう、耐震診断を行い、耐震補強による整備を原則とするという形、いわゆる一つ一つコンサルに出して組み立てたものではなくて、その整備年に基づいて、形的に、そういう改修の方法を決めて、そして粗い計算ではございますけれども、見積もりを出して、こういう資料をつくったということではござい

す。

○川上委員

わかりました。ということは、24億5千万円の範囲の中で、文化・スポーツ整備については改修をするというのが第2次総合計画の基本方針だということですね。確認しますけれど、いいですか。

○総合政策課長

総合計画の基本的な方針ということではございませんで、ここに載せているのは、あくまでも財政見通しを立てるための、その金額を弾くための手段として、こういう見積もりを出したということでございますので、総合計画の本旨、全体の趣旨とどうのこうのということではございません。

○川上委員

市長、この公共施設に関する基本方針の精神と第2次総合計画の精神は完全に一致しています。にもかかわらず、今のような答弁が出るのはあり得ない。

それで、そもそも体育館については、大規模改修、長寿命化が本来あるべき姿ですよ。これを、なぜボトムアップもしないうちに、8月2日、たった4人で、4人かどうかわからないけれど、移転新築建てかえという方針を決めてしまうのか、非常に違和感がある。そこで、委員長、資料の要求をして質問を終わろうと思うんですけども、平成25年の法改正に基づいて、27年の12月31日を期限とする耐震診断を行って、大規模改修を実施した、あるいは実施を計画している自治体の事例を――。

○委員長

自治体ですか。

○川上委員

事例でいいです、事例を。体育館に関して、共通の認識で特別委員会の審査を進めるのに有効だと思いますので、ぜひ提出を求めたいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員のほうから要求があつております資料は提出できますか。体育館だけ。

○健幸・スポーツ課長

実際にそういうことをしているところがあるかどうかを調べさせていただいて、出せるものは出させていたきたいと考えております。

○川上委員

体育館について、これから調べなければわからないというくらい、新築建てかえに突き進んでおるんでしょうけれど、ちょっと落ち着いて、急げ急げと言う人もいるからね。あわてると思うけれど、それは、駐車場のために30億円は使えませんよ。だから、よく研究して、適切なものを抜粋して、お願いしたいと思います。

○委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員のほうから要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

○坂平委員

先ほどから委員が質問されていること、これ、体育館建てかえというのは、答申が出ているんですよ。だから、先ほどからずっと話を聞いていると、執行部4人で決めたんでしょうというような発言が数多

く出ていましたけれど、これはあくまでも1年間かけて答申を受けた後に建てかえだということで、方向性を出されたんだらうと思います。

それで、今、先ほどから言われていた、例えば改修とか、耐震補強で改修、これ年度、年数、築何年という格差がかなりあると思うんですよね。先ほど言われていたのが、52年くらい、飯塚のやつはもう44年、若干、飯塚のほうが年数がたっていないかもしれないけど、大体、公共施設のRC、そういった公共物というのは、耐震構造体になってない分は、ほとんどが安全性を期して、建てかえという形の中で進めておりますんで、今から調べられるということを要求されても、年度数が違うし、年数が違う。それと、体育館の構造体が違う。だから、それが果たして、調べて、それを新たに出して、それが対象、飯塚市の体育館と比較対象の材料になるかどうか。その辺りも、私は、整合性があまりないんじゃないかならうかと思うことで、反対という考えでおります。

○委員長

坂平委員のご意見はご意見として聞かせていただきまして、一応、執行部に対しては、できる範囲の中で結構ですから、提出をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

体育館の候補地についてですが、この5つの中で、公共交通機関を含めて利便性が一番高いのは市場跡地だというのはあなた方も評価をされているとおりで。広さについても、2万8千平米を超える広さが青果市場跡地だけでもありますし、たしか隣の魚市場とは道の下で行き来ができるような感じになっているので、駐車場が足りなければそちらも駐車場にできるというふうには考えています。委員の中からも、運動施設は集中したほうがいいんじゃないかという意見もありましたし、行政もそのような考え方だという答弁ありましたが、あまり大きな施設が集中してしまうと、アクセス道路と駐車場が、土日祭日にもものすごく混むというような事例も、皆さんもう調べてあると思いますが、佐賀県とかまさにそのとおりの状況なので、そこはよく考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういったことを考えても、この市場の跡地は非常に有力な体育館の建設予定候補になるんじゃないかと思っているんですが、ただ、懸案事項は、ずっと言われるように、市場の移転計画ですよね。これが頓挫していると。今、委員の中からも、いや、でも、市場の開設権は市にあるんだから、市が思っている方向に行かないような市場運営会社であれば、例えば、わかりやすく言うと、閉場だとか、運営会社を入れかえればいいんじゃないかというような主旨の意見があったと、私は認識しているんですが、それを聞きながら、担当室長は大きくなずいてあったんで、私は改めて市長にお聞きしたいんですけども、そのような可能性が少しでもあるのであれば、この市場の跡地についても、菰田のまちづくりに関しても、非常に有効な体育館の候補地になり得ると思うんですよ。その市場のあり方については、開設権をお持ちの飯塚市、市長の判断による場所なので、今言ったような、閉場ですとか、運営会社の入れかえという気持ちがあるのかどうかだけ、確認させていただきませんか。

○市長

市長なのか、室長なのかよくわからなかったもので。私でいいですか。

先ほどさまざまなご意見をいただきました。9月8日ですかね、検討委員会を開きまして、そこでしっかりご意見を伺った中で、もしいろいろな異論が出ましたら、それを市として将来的なことも考えてクリアできるのか、もしくはクリアしてでも前に進むのか。それを、まずは耳を傾けて、判断していきたいと思っています。ですから、今、性急にマルかカケかというような考えはございません。

○上野委員

ありがとうございます。運営会社のほうも、条件があえば合意しますよというふうには言われている

んですよね。具体的な歩み寄りって、何かされていますか。場所、数値的なものとかも含めて。

○都市施設整備推進室長

具体的な歩み寄りということですが、いろいろ条件づけはされていますので、そこを一つ一つ条件をクリアする形では、個別にはお話をさせていただいております。ただ、各市場ともいろいろその考え方がございますので、それを統一的に全部同じ方向というのは、今の段階では非常に難しいのではないかなと思っています。ただ、歩み寄れる部分もあると思いますので、その部分については、このこととどうですかという提案はさせていただいて、具体的にはちょっと言えませんが、そういう提案はさせていただいております。

○上野委員

9月8日に審議会があつて、答申が最終的に出るんでしょうけれど、今、室長がおっしゃられたような、一つの方向にはまだ向いていないんですよというようなこともしっかり載せていただくように、担当部長が委員でおられますから、決して強引に答申書をまとめるようなことだけはないように気を付けておいてくださいよ。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

この委員会もかなりの時間を経過しましたがね、話が前進しているかなと思うと、またバックしてしまう。前回のこの特別委員会の中には、候補地5カ所挙がっていましたよね。質問の中で、5カ所の中で、基本的に、どことどことどこはもうだめでしょうと。ではあと2カ所しかないんじゃないですかという話まで進んでいただろうと思います。そして、その段階で、次回の委員会の中には、ある程度、2カ所ということで、どちらにするかぐらいのことは、執行部のほうで、ある程度方向性を出してくださいよというお願いをしていたらと思うます。

それで、きょう、正副委員長の打ち合わせの中で、現地視察を行ってまいりました。候補地の5カ所、現体育館、見てきました。今日の進みとしては、また逆戻りの傾向が若干あります。いろいろな質問をされる方も、それぞれ考え方が違うでしょうけれど。それで、前回2カ所ということで、目尾とあそこ、どこかな、市民広場か。ですかね。スポーツ広場か。市民公園広場、ここということ、ある程度、委員の方々もある程度、その辺りは認識されてあるのではなからうかと思ひます。

それで、逆に、委員長のほうにお願いしたいのは、ここで、そういうふうな2カ所に、場所の選定をある程度絞って、そして、後は執行部のほうにその意見を投げて、次回は、行政側としては、どちらの候補地が一番すぐれているかなというようなことも、ある程度出してほしいかなというふうに思ひますけれど。委員長、その辺りの取り計らい、よろしくをお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:44

再 開 16:49

委員会を再開いたします。そのような形で、執行部のほうはよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。では、そういう形で。

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

本件につきましては、引き続き調査をしていくことで、本日はこの程度にとどめ、これをもちまして

経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。